

天草市立五和小学校いじめ防止基本方針

はじめに

- 「いじめは人間の尊厳を奪うものである」
- 「いじめはどの学校でも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」
- 「いじめは人間として絶対に許されない」
- 「いじめは卑怯な行為である」

という基本認識に立ち、本校のすべての児童が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、「天草市立五和小学校いじめ防止基本方針」を策定した。本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を下記に示す。

「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- 「いじめを絶対に許さない」という学校風土を創ります。
- 児童、教職員の「人権感覚」を高め、互いを認め合える温かで豊かな人間関係、集団を創ります。
- 校内体制を整備し、学校が一丸となって、いじめの未然防止、早期発見・早期対応・早期解決につとめます。
- いじめ根絶のために体系的・計画的に、P D C Aサイクルに基づく取組を継続します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

〈いじめの防止などの対策に関する基本理念〉

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、「本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為を受けた児童が心身の苦痛を感じているもの」《いじめ防止対策推進法》である。

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

〈いじめの理解〉

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するといった十分な見極めを行わなければならない。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。特に児童生徒には様々な背景（障害のある児童生徒、性的志向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒、外国人の児童生徒、感染症等病気に罹患した児童生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童の背景を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行なうことが必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくく形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

早期発見のために、生徒指導担当が情報集約担当を兼ねて、定期的なアンケートの実施や子供を見つめる会の運営を行うこととする。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじ

めを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようになるため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

○児童に対して

- ① 児童一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行うことで、自己有用感や自己肯定感を育む。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ② わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 思いややの心や児童一人ひとりがかけがえの存在であるといった命の大切さを道徳の時間（特に「命を大切にする心を育むプログラム」や学級活動、学級指導を通して育む）。
- ④ いじめとはどういうものか、いじめによりどんなことが起こるか児童に学ばせ、「いじめは人間として絶対に許されない」という基本的認識をもたせることで、児童が主体的に活動できるようにする。（例えば、本校の「なかよし宣言」は、いじめを未然に防止するための日常的取組であり、児童の主体的活動が強く期待できる。）
- ⑤ 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながること、「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせるることは決して悪いことではないこともあわせて指導する。

○教職員に対して

- ① 児童一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような集団づくり、学級経営に努め、児童が相談しやすい信頼関係を創る。
- ② 児童が自己実現を図れるように、児童主体の授業、分かる授業を日々行うなど1時間1時間の授業の充実に努める。
- ③ 児童の思いややの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
- ④ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員全員がもつていることをさまざまな活動を通して児童に示す。また、教員一人ひとりが不適切な言動をすることがないよう指導のあり方には、細心の注意を払う
- ⑤ 児童一人ひとりの言動や変化に気づく鋭敏な感覚、遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合、その場で対応できるような行動力を身につける。また、いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、日常の雑談や日記、家庭連絡帳を活用するなど日頃からアンテナを高く保つ。あわせて、携帯電話やパソコン（インターネット）の所持の有無、利用方法に注意を払う。
- ⑥ 児童や保護者からの相談に対しては、真摯に傾聴し、親身に対応する姿勢をもつ。
- ⑦ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深めるとともに、自己の人権感覚を高める。
- ⑧ 教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導に努める。
- ⑨ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求めるなど組織とし

て対応する意識をもつ。

○学校全体として

- ① 「隠れたカリキュラム」を含め、すべての教育活動を通して、「いじめは人間として絶対に許されない」という学校風土を創る。
- ② 道徳教育や人権教育（人権週間）、特別支援教育の充実に学校総体として取り組む。
- ③ いじめに関する定期的なアンケート調査、教育相談を学期に1回実施（教育相談は、必要に応じて）し、結果から児童の様子の変化などを児童および教職員全体で共有する。
- ④ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ⑤ 管理職が、「いじめ問題」に関する講話を集会等で行い、「いじめは人間として絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ⑥ 「なかよし宣言」の実現を中心とした「いじめ問題」に関する児童主体の取組を行う。
- ⑦ いつでも、誰にでも相談できる職員体制の充実を図る。いじめに関する情報を早期に把握するために、生徒指導担当が情報集約担当を兼ね、校務分掌に明記する。
- ⑧ いじめ防止基本方針、いじめ対応マニュアルの見直し、取組状況のチェックや対応のあり方の事例研究などP D C Aサイクルで検証を行う。

○保護者・地域に対して

- ① 児童が発する変化のサインに気づいたら、電話や連絡帳、面談等で速やかに担任、学校に相談することの大切さを伝える。
- ② 「子どものサイン発見チェックリスト」を学期に1回配布し、いじめ防止に対する意識高揚を図るとともに、情報提供をお願いする。
- ③ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、道徳や学級活動の授業公開、P T A役員会、学校運営協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 学校における取組について

(1) いじめの防止のための取り組み

① いじめについての共通理解

- ア 校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知を図り、全校児童を対象に、いじめに関する講和等を行う。
- イ 年間を通じて、適宜児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。
- ウ 全職員が自己の職域の中で積極的に児童及び保護者との関わりをもつ。

② いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ア 児童会を通じて児童が主体的に考え、いじめを防止する取り組みを推進する。
- イ いじめ防止等に向け、教職員、児童の人権意識を高める活動等の充実を図る。
- ウ 学校の教育活動全体を通した道徳教育や人権教育の充実を図る。
- エ 様々な体験活動と読書活動の充実を図る。
- オ 集団の一員としての自覚とコミュニケーション能力等を育成する。
- カ 部活動を通して、人間関係を深めるなど社会的な態度を育成する。

③ いじめが起きにくい集団の育成

- ア 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを推進する。
- イ 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。
- ウ ストレスに対して適切に対処できる力を育む。
- エ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるようP T A活動を活発に進める。
- オ 全職員が児童や保護者に対して声かけ、すべての大人が児童一人一人を常に見守っているという学校風土をつくる。

④ 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ア すべての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役に立っているとい

う自己有用感や、自分自身の良さを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。

イ 児童の活動に対して気づいたことがあれば、積極的に情報を交換し、担任等へ伝え、適切な評価をする。

(2) 「いじめ」の早期発見の取組

① 早期発見に向けて…「変化に気づく」

ア 「児童を見つめる日」(毎週木曜日)、いじめ・不登校防止推進委員会など、児童の言動や変化を共有する場を設け、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。

イ 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感と相談の気持ちを持たせる。

ウ アンケート調査や日記等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

エ 児童の心身の状況に配慮した健康観察に全職員で取り組む。

オ 養護教諭と担任が連携し、健康相談を通して、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。

② 相談ができる…「誰にでも」

ア いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。

イ いじめられている児童や保護者からの訴えは、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。

ウ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともにいじめ・不登校防止推進委員会等を通じて校内で情報を共有するようとする。

(3) いじめに対する措置

① 早期の解決…「傷口は小さいうちに」

ア 教職員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。また、いじめられた児童や知らせてきた児童の安全を確保する。

イ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。

ウ いじめられている児童が自己肯定感や自己有用感を感じられるような励ましを行う。

エ いじめている児童に対しては、「いじめは人間として絶対に許されない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。そして、いじめがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせ、自らの行為の責任を自覚させ、好ましい人間関係づくりの在り方を指導する。

オ 事実関係、学校での指導内容を正確に当該の保護者に伝え、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

② いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

・その期間は、少なくとも3ヶ月を目安とする。

・いじめの被害の重大性からさらに長期間の中止期間を設定する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 いじめ・不登校防止推進委員会の設置

- (1) 校務分掌に「いじめ・不登校防止推進委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務部、生徒指導担当者（情報集約担当者）、人権教育主任、道徳教育推進教師、養護教諭とする。
- (2) 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、当該学級担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- (4) 学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、次年度の取組の改善にいかす。また、学校の学期ごとの自己評価に「いじめ・不登校の未然防止」（いじめ防止基本方針の実践）を位置づけて評価する。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- (1) いじめの事実を確認した場合の天草市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、天草市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- (2) 地域全体で、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を広めることが大切である。PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いをすすめることをお願いする。